



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権課）	1
○保安林の指定の予定（治山林道課）	1
○基本測量の終了の通知（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（4件）（〃）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（〃）	2
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	2
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（〃）	3
○建築士の免許の取消し（建築指導課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（4・2揭示）	4
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体	4

告 示

高知県告示第283号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間

高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
---------------	-------------------	-------------------------

高知県告示第284号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町三間川字岩渕ノ上253の1、字名水谷272、273の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字名水谷272、273の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第285号

国土交通省国土地理院長から平成25年2月高知県告示第83号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年3月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第286号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成24年11月高知県告示第699号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第287号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成24年11月高知県告示第700号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第288号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成24年11月高知県告示第701号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第289号

高知市長から平成24年7月高知県告示第443号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居字窪谷丙599番から吾川郡仁淀川町土居字ナガバタケ乙17番4まで	A	4.0 }	16,900
	前		

吾川郡仁淀川町用居字窪谷丙601番1から 吾川郡仁淀川町土居字ナガバタケ乙17番4まで	B	3.0 }	12,817
	後	3.0 }	12,817

高知県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市畑山字芝居乙1069番12	前	3.0 }	87
	後	6.9 }	87

高知県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市畑山字芝居乙1069番12	87	平成25年4月19日

高知県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町加持字原田3494番1から 幡多郡黒潮町加持字田村井口3490番1まで	85	平成25年4月19日

高知県告示第294号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

南国市日吉町三丁目1398番2地先から後免町一丁目57番1地先に至る延長290メートルの道

高知県告示第295号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年4月22日から施行する。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	潮江南支店	」
「	潮江南支店六泉寺出張所	」

昭和46年12月1日
昭和56年11月10日

を

「

潮江南

」

昭和46年12月1日

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年4月5日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年4月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年4月5日	特定非営利活動法人 ウェルエイジング	仁木 真央	高知市高須東町22番11号	この法人は、乳幼児から高齢者に至る保健活動や介護予防活動など、地方自治体が取り組む持続可能な社会保障制度の実現に向けた事業支援を行うことにより、地域住民や勤労者及びその家族などが、健やかで心豊かな生活を送ることができる地域社会の形成と個々の健康寿命の延伸、持続可能な社会保障制度の実現に寄与す

ることを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	岡本比良夫	高知市五台山4461
〃	小松 和夫	〃 〃 4001
〃	小松 幹郎	〃 〃 4505-2
〃	水口伊佐雄	〃 〃 1066
〃	水口 政雄	〃 〃 1090
〃	横田 真一	〃 〃 1227-1
〃	島崎 孝光	〃 〃 3434
〃	大野 幸彦	〃 〃 3055
〃	大野富至雄	〃 〃 3024
〃	野中 清文	〃 〃 2144
〃	横田 昌幸	〃 〃 2209
〃	長崎 淳	仁井田2796
監事	小松 興喜	五台山 421-3
〃	水口 俊智	〃 〃 1065-2
〃	横田 彰	〃 〃 3053
(就任)		
理事	岡本比良夫	高知市五台山4461
〃	小松 和夫	〃 〃 4001
〃	小松 幹郎	〃 〃 4505-2
〃	水口伊佐雄	〃 〃 1066
〃	水口 政雄	〃 〃 1090
〃	横田 真一	〃 〃 1227-1
〃	島崎 隆司	〃 〃 3434
〃	大野 幸彦	〃 〃 3055
〃	大野富至雄	〃 〃 3024
〃	水口 晃	〃 〃 2479
〃	山本 英介	〃 〃 2169
〃	長崎 淳	仁井田2796
監事	小松 興喜	五台山 421-3
〃	水口 俊智	〃 〃 1065-2
〃	横田 彰	〃 〃 3053

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ

り、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を平成25年4月9日に認可した。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成25年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 取消し年月日
平成25年4月19日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
高村 守
二級建築士
第1557号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第18号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1
---------------	------------------

を

「

特別養護老人ホームかわせみ	四万十市西土佐用井1110番地1
特別養護老人ホーム光優	四万十市古津賀3742番地17

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第19号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
今面清後援会	今面 清	今西 智早	高知市横浜145-13
小笠原良後援会	小笠原 良	小笠原 静子	安芸郡奈半利町乙1387
香川亮後援会	香川 亮	尾立 孝行	高知市大川筋二丁目2-44
小松ヒロム後援会	小松 熙	森 佐智尾	安芸郡東洋町白浜223-3
高芝謙後援会	竹村 定昭	沢村 雅尚	南国市廿枝353
野本光生後援会	野本 光生	中島 延吉	香南市野市町西佐古441
浜村博後援会	長崎 竹春	山沖 喜美枝	幡多郡黒潮町出口131
森田としゆき後援会	森田 敏之	森田 さとみ	高知市昭和町23-1
森田としゆきを応援する会	森田 さとみ	吉岡 徹也	高知市昭和町23-1